「生活のきまり」　（令和八年度）

所沢市立安松中学校生徒指導部

〔生徒手帳に掲載してあるきまりと生活の基本〕

［１］身だしなみについて

１．校服

冬服　紺のブレザー、白いワイシャツ、えんじのネクタイ

夏服　ブレザーとネクタイの着用なし、白いワイシャツ

（シャツは開襟タイプでないもの）

夏季の定めた期間中は体育着登校が可。

基本的に登下校は制服とする。ただし、部活動や委員会の活動内容によっては体育着・ジャージ下校を認める。

衣替えの時期は設けない。ただし式典は例外。

※式典時の正装について

１学期終業式、２学期始業式は夏服可（気温よっては変更有）

上記以外は冬服とする。正装時はセーターを着ない。

・ｼﾞｬｰｼﾞや体育着も校服である。ｼﾞｬｰｼﾞは腰骨の位置で履く。上ｼﾞｬｰｼﾞのﾁｬｯｸが破れているものは着用しない。体育着は、ズボンに入れて履き、腕まくりをしない。

・部活動にて許されている練習着やｿｯｸｽ等は、部活動活動中のみの着用とする。

・スカートを加工（切る、折る等）しない。

２．靴

登下校時：運動靴（運動に適さないものは不可）

校舎内　：学校指定の上履き（１年青　２年：緑　３年：エンジ）

体育の授業の有無に関わらず、運動靴をはいてくること

体育館内：学校指定の体育館履き（色は３学年とも青）

雨天時の長靴は可

３．くつ下

黒・紺・白・グレーで無地のものとし、ワンポイント・ラインはあっても良い。

くるぶしが出る短いタイプについては、平素は認めるが、儀式、対外的行事、及び合唱祭については認めない。**（丈がすねまでの黒、紺のハイソックスを正装とする。）**

４．ベルト

華美でないもの。

制服のときはベルトを着用する。

５．防寒着

華美でないものを着用してよい。

制服の際はブレザーの上から着用することとし、Yシャツの上から着ることはない。

６．防寒具

マフラー、ニット帽、耳当て、手袋等、華美でないものを使用してよい。※マフラー・手袋は、室内や集会時には使用しない。

７．セーター・カーディガン

紺・白・黒・グレー・茶系で無地のタイプのものを使用してよい（ワンポイントおよび、襟元・袖口・裾のラインは可とする）。　ベストも同様扱い。

８．ストッキング・タイツ

黒・ベージュで無地のものを使用しても良い。

９．インナー

色は白・黒などで、華美でないものなら良い。ハイネックのものは着ない。

１０．頭髪

長さ等、清潔感を感じるものとする。肩にかかるほど長い場合は必要に応じて結わえる。（体育等、安全上配慮が必要な授業、給食、清掃時など）加工はしない。

髪留め（ピン）は華美でないものとする。

１１．その他

化粧やピアスをしない。

［2］持ち物について

１．通学用バッグ

通学用バッグは、中学生としてふさわしいもので背負える（リュック型）または、肩にかけられるものとする。サブバッグもこれに含む。通学用バッグに入りきらない場合は、サブバッグを利用する。通学用バッグ、サブバッグには落書き等の加工をしない。

２．持ち物に、はっきりと名前を書いておく。学校では原則として、貸し借りしない。

３．学習に不要なものを持ってこない。（例：スマホ、漫画、おかし、整髪料、音楽プレイヤーなど）

４．水筒は、年間を通して持参してよいが、中身はお茶（例：麦茶、ウーロン茶、緑茶）、水、ｽﾎﾟｰﾂﾄﾞﾘﾝｸとする。ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙは不可。

※土日や試合については顧問の先生に確認し、指示に従うこと。

５．無香料のシートは可。制汗剤や消臭剤は不可。

［3］登下校について

１．登下校の時は、通学路を通り、交通規則を守る。

特に、下校時によそに立ち寄ることの無いようにする。

２．登下校時の買い物は、禁止とする。

３．登校したら、忘れ物を取りに帰ることはしない。

４．通学は徒歩とする。特別な場合以外自転車通学は認めない。

遅刻早退の取り扱いについて

◇遅刻…原則として８時２５分のチャイムが鳴り終わった時点で着席していないものは遅刻として扱う。朝会は、チャイムが鳴り終わるまでに整列できていないものは遅刻として扱う。

◇帰りの学活終了後は速やかに部活動に行く。（下校する場合には、帰りの会終了後１５分後を最終下校時刻とし、人を待って時間が過ぎることのないようにする。）

［4］学校施設の利用について

１．各学年指定のトイレを使用する。ただし、１階のトイレは共用とする。

２．ベランダや非常口の出入りをしない。

３．校舎、施設等は大切にする。

［5］諸届について

１．欠席・遅刻・早退・その他の届の場合、保護者から担任の先生に届け出ること（tetoruを使用して連絡をしてください。）。

２．忌引き日数は父母の場合７日、祖父母の場合３日、兄弟姉妹の場合３日、おじ、おばの場合１日とする。葬祭のため地方に出かける必要があるときは、往復に要する実日数を加算する。感染症等による出席停止の場合は、完全に治るまで登校しないこと。

３．住所その他の変更があった場合は、直ちに届け出ること。

４．JRの学割を申請する場合は、１週間前までに担任に申し出ること。

※校則は随時見直しをはかるため、変更をする可能性があります。